

令和2年度 安中市立安中小学校いじめ防止基本方針

安中市立安中小学校

「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布・同9月28日施行）」の施行から早くも7年目を迎えました。4年前の10月には「安中市いじめ防止基本方針」が策定され、市と学校が力を合わせて「いじめ未然防止、早期発見・早期解決」に向けて取組を一層強化、前進させることができています。

また、平成29年3月14日には「いじめの防止等の基本的な方針（文部科学大臣）」が改訂され、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供を国の施策として行うこと等や、児童生徒にあっては、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供の主体的な活動を推進することが示されました。その方針には、「いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させ、学校いじめ対策組織に、その機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある」と付記されました。そこで本年度も、本校の「いじめ防止基本方針」を改訂し、本校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員があたることができるよう、いじめ防止推進に係る校内体制も刷新します。具体的にはいじめ防止主任である生徒指導主任を中心とした「学年主任会」を新たに設置し、いっそうの組織化と柔軟性を図りました。今年度も、児童一人一人が、楽しく充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止の推進に向け、より具体的な取組のさらなる充実を図っていきます。

1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものです。[法2条関連]
- (2) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。[法1条関連]
- (3) いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- (5) 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会を作る」とする認識の共有が不可欠です。

2 いじめへの対処に関する方針等

- (1) いじめはどのような状況下でも起こり得るものという認識をもち、対応の充実を図ります。
- (2) いじめの早期発見のため定期的に調査をします。[法16条1項関連]
- (3) 在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無を確認し、

教育委員会に報告します。[法23条2項関連]

- (4) いじめを確認した際は、いじめをやめさせ、再発防止するために、関係機関と連携を図り、専門的な知識を有する方々の協力をいただきながら、いじめを受けた児童や保護者に対し支援に努めるとともに、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対しての支援を継続的に行います。[法23条3項関連]
- (5) いじめに対しては、毅然とした態度で対応し、いじめを受けた児童や他の児童が安心して学校生活が送れるような態勢づくりに努めます。[法23条4項関連]
- (6) いじめを受けた側と行った側の保護者間の話し合いについて、学校として配慮し対応にあたります。[法23条5項]
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案が発生した場合は、警察署と連携して対処します。特に、児童の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに安中警察署に通報し、援助を要請します。[法23条6項関連]
- (8) 教育上必要が認められる場合は、懲戒を加えます。[法25条関連]

3 いじめの防止に向けた取組

- (1) 充実した毎日の授業づくりに努めます
 - ・学年の発達段階に応じた学習ルールを全教職員で共通理解し、規律正しい授業づくりに努めます。
 - ・毎時間の授業のめあてをしっかりと提示するとともに、授業の最後に学習したことを振り返る活動を取り入れ、基礎的な学力の定着に努めます。
 - ・能動的な学び合いの場を大切にするとともに、すべての児童が活躍できる場面ができるだけ設定し、児童の自己有用感を育むよう努めます。(いじめ防止のポイント)
 - ・業前の各種時間を活用し、基礎・基本の徹底を図ります。
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます
 - ・道徳の時間に各学年の発達段階に応じて、「命の大切さ」について指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つように、教育活動全体を通して指導します。さらに、いじめる当事者でなくとも、はやしてたりおもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ない振りをする「傍観者」も、いじめに加担していることを気付かせ、自分の立場で何をすべきか、何ができるかを考えさせるよう努めます。
 - ・児童会が中心となって毎月の生活目標を全校児童に呼びかけたり、いじめ防止に向けた具体目標を学級活動で話し合ったりして、児童主体の取組を進めます。
 - ・人権学習強調月間にあわせ、児童会や学級やごとに朝の「あいさつ運動」を行い、全校児童の交流を深めます。また、人権擁護委員と連携し11～12月に各学年で人権教室を行います
 - ・インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するため、児童や保護者に広報資料を配布したり、情報教育等の研修会を行ったりします。
- (3) 様々な教育活動において児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を高めるよう努めます。
 - ・児童会や他の委員会主催による「児童集会」を行い、全校児童の前で活躍する場面を多く設定します。(※新型コロナウイルス感染状況によっては別の形態を検討します。)
 - ・業前活動や児童会活動において、児童主体の異学年交流を推進します。(→いじめ防止の切り札)
- (4) 学年主任会や生徒指導委員会、そして職員会議の場で情報交換の時間を設定し、職員間の共通理解を図ります。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 学校生活アンケートを実施します。
 - ・毎月、学校生活アンケートを行い、いじめに対する児童の実態を把握します。
- (2) 教師による日常の観察を徹底します。
 - ・授業中や休み時間等での児童の様子や生活ノート等の観察を通して、児童の微妙な変化を見逃さないようにします。
- (3) スクールカウンセラー（S C）やSSWとの連携を図ります。
 - ・各学年でスクールカウンセラーによる面談を行い、児童の心の様子を把握するとともに、児童がスクールカウンセラーに相談しやすい雰囲気をつくります。
- (4) 家庭・地域との連携を図ります。
 - ・連絡帳や家庭訪問、電話等を通して、保護者との連携を密にし、児童の微妙な変化を見逃さないようにします。
 - ・学校通信をWEBに掲載し、学校の様子を伝えたり、学校評議員に学校の様子を説明したりして、地域や外部から情報が得やすい雰囲気をつくります。

5 いじめの解決に向けての取組

- (1) 校内組織「いじめ防止対策委員会」で対応します。
 - ・職員はいじめと思われる事案に気づいたら、管理職に報告します。管理職は、早急に「いじめ防止対策委員会」を開き、いじめ対策主任（生徒指導主任）を中心に、事案の事実関係を把握し、対応策を検討します。
- (2) いじめの四層構造（※1）における各児童への指導を適切に行います。
 - ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
 - ・いじめられている児童に対しては、心の傷を癒すために、家庭、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携をとりながら指導を行います。
 - ・「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童に対しては、いじめの構造を持続させ、いじめを助長しているのと同様であることを指導します。

※1：いじめの構造には、いじめる児童生徒、観衆、傍観者、いじめられる児童生徒があり、いじめを是認したり、黙認したりする者の存在が、いじめを助長しているという説。

- (3) いじめ予防・再発防止・心理的支援を段階的・継続的に図ります。
 - [一次予防]
 - ・学級や学年の環境等の把握と改善に努めます。また、学級指導における人権教育や自己肯定感を高める指導の日常化に務めます。（いじめ発生を予防する）
 - [二次予防]
 - ・定期的ないじめチェックリストやいじめアンケートを実施し、心の不調を見逃さない早期発見と適切な対応を行います。（いじめの重症化と再発を予防する）
 - [三次予防]
 - ・日常的な観察と心理的ケアを徹底し、不登校や集団内での孤立化を防ぎます。いじめ被害からの立ち直りを組織的に見守ります。（いじめによる障害や後遺症を予防する）
- (4) 関係機関との連携を図ります。
 - ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、教育委員会、警察、児童相談所等と連携し、指導にあたります。

6 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内組織を機能できるよう整えます。

- ・いじめ防止・解決に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ対策主任）、教育相談主任、保健主事、特別活動主任、人権主任、校内研修主任による「いじめ防止対策委員会」を設置します。学期末ごとに委員会を開催し各学期の取組について振り返ることとします。また、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催します。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織対応で問題解決にあたります。

- ・緊急かつ重大な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告します。教頭は、速やかに校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処します。さらに、学校外との連携が必要と判断した場合には、外部機関
- ・関係者に協力を依頼し緊急生徒指導委員会を開催します。

なお、外部機関・関係者は、以下のなかから事案に応じて協力を依頼します。（PTA会長、安中市教育委員会、安中警察署、西部教育事務所、主任児童委員、安中地区代表区長、青少年健全育成連絡協議会会长、西部児童相談所、県総合教育センター・いじめ対策室、義務教育課人権教育推進係）

7 重大事態への対処等

- (1) いじめにより、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には、市との協議を踏まえ、調査委員会を設け、速やかに調査を行います。[法28条5項関連]
- (2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。[法30条1項関連]
- (3) 重大事態が発生し、学校が、いじめる児童生徒に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は躊躇なく、警察署と相談して対処します。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、安中警察署に通報し、適切に援助を求めます。 [いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

8 取組の評価・検証

- (1) 「各種 質問紙」などを活用し、児童の学校における人間関係を把握することにより校内の取組を検証し、PDCAサイクル（計画→実践→評価→新たな方策）に基づき、次年度に生かせるようにします。
- (2) いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告します。

[令和2年8月3日 改訂]

改訂のキーワード

いじめに向かわない集団づくり

児童主体の取組

柔軟ないじめ防止組織

一次・二次・三次予防

保護者・地域、関係機関、専門機関とのいっそうの連携